○所有者の判明しない犬若しくは猫又は負傷動物が拾得された場合の取扱要領

平成19年12月７日

会第　７８９　号

警　察　本　部　長

所有者の判明しない犬若しくはねこ又は負傷動物が拾得された場合の取扱要領の制定について（通達）

所有者の判明しない犬若しくはねこ又は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第１項に規定する疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物が拾得された場合の取扱要領を別添のとおり制定し、平成19年12月10日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、警察署に差し出された犬、猫の取扱いについて（平成15年会第200号）は、廃止する。

別添

所有者の判明しない犬若しくは猫又は負傷動物が拾得された場合の取扱要領

第１　趣旨

遺失物法（平成18年法律第73号）第４条第３項では、同条第１項及び第２項の規定について、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第35条第３項の規定による犬又は猫についての引取り（以下「引取り」という。）を求めた拾得者については、これを適用しないこととした。

この要領は、遺失物法の趣旨及び動物愛護法第35条第３項に規定する所有者の判明しない犬若しくは猫又は動物愛護法第36条第１項に規定する疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物（以下「負傷動物」という。）が拾得された場合の適切な取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　警察署における取扱い

１　犬若しくは猫又は負傷動物を拾得した旨の申出を受けた場合の対応

(1)　犬又は猫の拾得

犬又は猫を拾得した旨の申出を受けた場合は、当該犬又は猫について、これらとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる物件に係る遺失届の有無を確認するほか、当該犬又は猫に付けられている首輪、鑑札等によって所有者を調査すること。

なお、当該犬又は猫の所有者が判明しないときは、拾得者に、その引取りを都道府県等（都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項に規定する指定都市、地方自治法第252条の22第１項に規定する中核市その他政令で定める市（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）に求めるか確認すること。

(2)　負傷動物の拾得

負傷動物を拾得した旨の申出を受けた場合は、当該負傷動物について、これらとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる物件に係る遺失届の有無を確認するほか、当該負傷動物に付けられている首輪、鑑札等によって所有者を調査すること。

なお、当該負傷動物の所有者が判明しないときは、拾得者に、動物愛護法第35条の規定に基づき、都道府県等において犬又は猫を引き取るべき場所として指定した保健

所、動物指導センター等の機関（以下「保健所等」という。）に対し、動物愛護法第36条第１項の規定による通報（以下「通報」という。）を行うよう説明すること。

(3)　一時預かり

ア　一時預かり時の処理

拾得者が引取りの求め又は通報を行う旨を申し立てた場合において、当該拾得者から同人に代わり引取りの求め又は通報を行うよう依頼されたときは、その経緯を明らかにするため、一時預り控書（別記様式第１号）及び一時預り書（別記様式第２号）を作成し、一時預り書を拾得者に交付した上で行い、保健所等が引き取り、又は収容するまでの間、当該依頼に係る犬若しくは猫又は負傷動物を一時的に預かること。

なお、一時預かりを取扱った職員は、警察共通基盤システムによる遺失物等情報管理業務実施要領（令和６年会第197号）に規定するシステム（以下「システム」という。）に、必要な事項を登録すること。

イ　返還時の処理

前記アの犬若しくは猫又は負傷動物の遺失者が判明し、当該遺失者に返還する際は、動物一時預り受領書（別記様式第３号）と引換えに返還すること。

２　職務中に犬若しくは猫又は負傷動物を拾得した場合における取扱い

(1)　遺失者の調査

犬若しくは猫又は負傷動物を職務中に拾得した場合は、当該犬若しくは猫又は負傷動物について、これらとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる物件に係る遺失届の有無を確認するほか、当該犬若しくは猫又は負傷動物に付けられた首輪、鑑札等によって所有者を調査すること。

なお、当該犬若しくは猫又は負傷動物の所有者が判明しないときは、その経緯を明らかにするため、システムに登録の上、一時預り控書を作成し、引取りの求め又は通報を行うこと。

(2)　返還時の処理

前記(1)の犬若しくは猫又は負傷動物の遺失者が判明し、当該遺失者に返還する際は、動物一時預り受領書と引換えに返還すること。

３　保健所等に対する犬若しくは猫又は負傷動物の所有者からの問合せの確認

犬若しくは猫又は負傷動物を取り扱ったときは、保健所等に対し、当該犬若しくは猫又は負傷動物を遺失した所有者からの問合せの有無を確認すること。

4　保健所等又は関係機関への引渡し

前記１(3)又は２により引取りの求めを行ったときは保健所等に当該引取りの求めに係る犬又は猫を、通報を行ったときは保健所等が指定し、又は都道府県等が指定するその他の機関等（以下「関係機関」という。）に当該通報に係る負傷動物を、速やかに引き渡すこと。

なお、必要に応じ、保健所等又は関係機関の支援を得て応急処置を行うこと。

5　犬若しくは猫又は負傷動物を遺失した旨の届出を受けた場合の対応

(1)　拾得物件の有無等の確認

犬若しくは猫又は負傷動物に係る遺失届を受理したときは、一時預り控書及びシステムにより確認するとともに、当該犬若しくは猫について、これとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる拾得物件又は保管物件の有無について確認するほか、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第６号）第７条第２項の通報又は報告若しくは照会の措置をとること。

(2)　保健所等の教示

前記(1)の確認の結果、遺失届に係る動物に該当する記載を発見できなかった場合は、遺失者に、当該動物を動物愛護法第35条第３項の規定により引き取り、又は動物愛護法第36条第２項の規定により収容している可能性のある保健所等の窓口を教示すること。

また、遺失者の同意を得て、受理した遺失届に係る情報を保健所等に通報すること。

第３　犬又は猫の譲受け希望者への対応

警察署で一時預り中の犬又は猫を譲り受けたい旨の申出があった場合は、譲受け希望者に、犬又は猫の譲受けの事務は、都道府県等が条例等の規定に基づき保健所等で行っていることを説明すること。

第４　保健所等との協力体制の確保

犬及び猫並びに負傷動物の取扱いに関しては、保健所等との連絡体制及び情報の共有体制の維持に努めること。

1　連絡

警察署においては、一時預り中の犬若しくは猫又は負傷動物に関する問合せ、保健所等に対する引取りの求め等を行うため、保健所等との連絡体制を確立しておくこと。

２　情報の共有

保健所等が引取りの求め又は通報を受けた動物及び遺失届又は遺失に係る問合せを受けた動物について、迅速な返還を図るため、保健所等との情報の共有に努めること。

３　速やかな引渡し

引取りの求め又は通報を行った犬及び猫並びに負傷動物の保健所等に対する速やかな引渡しを行うための具体的な連絡方法等を定めておくこと。

実施日

この通達は、平成19年12月10日から実施する。

実施日（平成25年８月16日会第849号）

この通達は、平成25年９月１日から実施する。

実施日　（平成29年３月28日会第264号）

この通達は、平成29年４月１日から実施する。

実施日　（平成30年２月21日会第156号）

１　この通達は、平成30年２月24日から実施する。

２　この通達による改正前の所有者の判明しない犬若しくは猫又は負傷動物が拾得された場合の取扱要領（平成19年会第789号）別記様式第１号及び別記様式第２号は、当分の間これを使用することができる。

実施日（令和６年２月19日会第196号）

この通達は、令和６年２月20日から実施する。

実施日（令和７年11月28日務第2170号）

この通達は、令和７年12月２日から実施する。

別記様式第１号（第２関係）

一 時 預 り 控 書

		受理番号	
預り日時	年　月　日 午前・後　時　分	警察署 交番・駐在所	
		取扱者氏名	
拾得日時 場所	年　月　日　午前・後　時　分ころ にて拾得		
拾得者 住所・氏名	住所 ふりがな 氏　名	電話番号その他の連絡先	

種　類	特　徴　等	点数

引渡しの依頼	上記の動物について、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、私に代わって都道府県等に引き渡すようお願いします。 氏名又は名称

都道府県等への引渡しの日	年　月　日	引渡しをした都道府県等の機関等
備　考		

照会結果　照会日時
月　日　時　分
該当　無　・　有（受理番号　　）

別記様式第２号（第２関係）

一 時 預 り 書

受理番号	

預り日時	年　月　日 午前・後　時　分	警察署 交番・駐在所 取扱者氏名
拾得 日時 場所	年　月　日　午前・後　時　分ころ にて拾得	
拾得者 住所・氏名	住所 ふりがな　　電話番号その他の連絡先 氏　名	

種　類	特　徴　等	点数

動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、上記の動物を預かりましたので、あなたに代わって都道府県等に引渡しをします。

警　察　署

官職・氏名

備　考	

別記様式第３号

動 物 一 時 預 り 受 領 書

受理番号	

物品	種　　類	特徴等（種別・色・体長等）	点数

上記の物件を受領しました。

年　　月　　日

殿

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号その他の連絡先

備考	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

身分の確認方法（運転免許証・パスポート・個人番号カード・その他（　　））